

厚生労働大臣の定める揭示事項

1. 入院基本料について

当院は「一般病棟入院基本料 急性期病院一般入院基本料（急性期病院A一般入院料）」及び「精神病棟入院基本料（急性期病院A精神病棟入院料 精神病棟看護・多職種協働加算（13対1）」の届出を行っております。また、患者さんの負担による付添看護は行っておりません。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の基準について

当院は、入院の際に医師や看護師をはじめとする関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、入院後7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の基準を満たしております。

3. DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC対象病院」となっております。

医療機関別係数 1.6173

内訳

- ・基礎係数 1.1245
- ・機能評価係数（Ⅰ） 0.3910
- ・機能評価係数（Ⅱ） 0.0757
- ・救急補正係数 0.0261
- ・激変緩和係数 0.0000

4. 施設基準に関する届出について

（1） 基本診療料・特掲診療料の施設基準

当院の施設基準の届出は別掲の通りとなります。

(2) 入院時食事療養費

当院は、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温（温冷配膳車使用）で提供しています。

食事の配膳時間は次のとおりです。

朝食	昼食	夕食
午前 7 時 30 分	午後 12 時 00 分	午後 6 時 00 分

5. 保険外負担について

当院の保険外負担一覧は別掲の通りとなります。ご利用の際は実費のご負担をお願いしておりますので予めご了承ください。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切しておりません。

6. 入院時保険外併用療養費について

入院期間が通算して 180 日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、入院基本料の 15%を保険外併用療養費（※別掲参照）として自己負担していただきます。ご理解とご協力をお願い致します。

尚、次の方には「保険外併用療養費」をご請求致しません。

1. 厚生労働大臣が定めた疾患・状態などの方
2. 生活保護を受けている方